法令の定め	審査基準	指導基準
V 地域連携薬局 1 構造設備 (1) 構造設備が、薬剤及び医薬品について情報の提供又は薬学的知見に基づく指導を受ける者(以下「利用者」という。)のとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。 (法第6条の2第1項第1号)イ 利用者が座って情報のととのといまる、間代できる、間に基づく指導を受けることができる、間に基づく指導を受けるであり等で区切られた相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること。 (規則第10条の2第1項第1号)	ア 「座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導 を受けることができる」とは、利用者が座って情報	
口 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。 (規則第10条の2第1項第2号)	1-(1)-ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置すること、入口に段差がないこと、車いすでも来局できること又はこれらに準ずる構造をいう。	

法令の定め	審査基準	指導基準
2 業務を行う体制 (1) 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関すがるる情報を他の医療提供施設と共有するるものと第1項第2号を働省をで定める基準に適合する。 (法第6条の2第1項第2号を働者をして1項薬品において同じのののでは、過去では、1年には、1年には、123号)第115条の48第1スをは、123号)第115条の48第1スを強力では、1項に関係を変換をは、1項に関係を変換をでは、1項に関係を変換をは、1項に関係を変換をは、1項に関係を変換をは、1項に関係を変換をは、1項に関係を変換をは、1項に関係を変換をは、1項に関係を変換をは、1項に関係を変換をは、1項に関係を変換を対すると、が、1項に対し、10条の2第2項第1号)に参加させていること。 (規則第10条の2第2項第1号)	2-(1)-イ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議 次のような地域包括ケアシステムの構築のための、地域住民を含む地域における総合的なチーム医療・介護の活動をいう。 ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の48で規定され、市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議 イ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号で規定され、介護支援専門員が主催するサービス担当者会議ウ 地域の多職種が参加する退院時カンファレンス	
ロ 薬局開設者が、当該薬局におれて薬事剤におれて薬事剤におりまる薬剤師者ののでは、	ア 「過去1年間」とは、認定申請又は認定更新申請 の前月までの過去1年間をいう。 イ 「報告及び連絡させた実績」とは、次に掲げるも のであること。 (ア)利用者の入院に当たって情報共有を行った実績 (イ)医療機関からの退院に当たって情報共有を行っ た実績 (ウ)外来の利用者に関して医療機関と情報共有を行った実績 (エ)居宅等を訪問して情報提供や指導を行い、その	左記(ア)~(エ)については、いずれかのみを行うの
二 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。 (規則第10条の2第2項第4号)	報告書を医療機関へ提出して情報共有を行った実績	

法令の定め	審査基準	指導基準
(2) たり (2) を (2) を (2) を (3) を (3) を (4) を (4) を (4) を (5)	ア 自局で対応するほか、地域の他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。 イ 利用者に対し、自局の開店時間のほか、地域における休日及び夜間の調剤応需体制を示しておくこと。 2 - (2) - ホ 無菌製剤処理を実施できる体制次のいずれかの体制を備えていること。	当該薬局の在庫として保管する医薬品の情報を近隣薬局に提供する等による周知を行うこと。
へ 薬局開設者が、医療安全対策に係る事業に 参加することその他の医療安全対策を講じて いること。 (規則第10条の2第3項第6号)	なお、ウについては当分の間、認めることとし、その手順を手順書等に明確にしていること。	
ト 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務している者であること。 (規則第10条の2第3項第7号)		

法令の定め	審査基準	指導基準
	ウ 勤務介護を行うのに、 育児 不業等 で 別 で で で で で で で で で で で で で で で で で	
チ 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。 (規則第10条の2第3項第8号)	2-(2)-チ 地域包括ケアシステムに関する研修 健康サポート薬局に係る研修実施要綱」(平成28 年2月12日薬生発0212第8号厚生労働省医薬・生活 衛生局長通知別添)に基づき研修実施機関が実施す る健康サポート薬局に係る研修とする。 なお、薬剤師の経験が5年以上ないため、研修修 了証の発行されていない場合であっても、当該研修 の受講を修了した証明書等が発行されたことをもっ て「修了した者」として取り扱う。	
する実務に従事する全ての薬剤師に対し、1 年以内ごとに、前号の研修又はこれに準ずる 研修を計画的に受けさせていること。 (規則第10条の2第3項第9号)	2-(2)-ヌ 「過去1年間」とは、認定申請又は認定 更新申請の前月までの過去1年間をいう。	

法令の定め	審査基準	指導基準
(3) 居宅等(薬剤師法(昭和35年法律第146号) 第22条に規定する居宅等をいう。以下同じ。) における調剤並びに情報の提供及び薬学働省令 で定める基準に適合するものであること。 (法第6条の2第1項第4号) イ 居宅等における調剤並びに情報の提供及び 薬学的知見に基づく指導についたし、 を問において月平均2回以上実施上があること。ただし、都道府県知回大調に があること。ただし、都道平める回数にであって当該都道府県知事がつこれに代えるってとがあることができる。 (規則第10条の2第4項第1号)	ア 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的 知見に基づく指導について、認定は認定と 申請の過去1年間において、月平均2回 以上実施した実績があること。 実績として計上する回数は、居宅等を訪問の利用 導等をして計上すること。ただし、利用 者が入居している施設で薬学的知見に基づく指 務並びに情報の提供及び薬学的知見に基づくまた、 行った人数にかかわらず1回とすること。また、かわ 一人物に対する同一日の訪問は、訪問回数にかかわ	
口 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業の許可を受け、訪問診療を利用する者に対し必要な医療機器及び衛生材料を提供するための体制を備えていること。 (規則第10条の2第4項第2号)	らず 1 回とすること。	
 3 人的要件 (1) 法第6条の2第1項の認定の申請者が、法第75条第4項又は第5項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者であるときは、法第6条の2第1項の認定を与えないことができる。		
4 認定の更新 地域連携薬局の認定は、1年ごとにその更新を 受けなければ、その期間の経過によって、その効 力を失う。 (法第6条の2第4項)		